平成２６年（フ）第１４６２号
愛知県豊明市新栄町２丁目147番地２　ガーデンプラムＡ棟101号
債務者　西部　裕紀
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３号
栃木県栃木市大皆川町471番地２
債務者　清野　久子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９７５７号
東京都板橋区前野町６丁目６－４－302
債務者　菅野　葉月
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６４号
東京都江戸川区松江３丁目４－23－102
債務者　上島　節子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６５号
東京都板橋区蓮根２丁目31－10－202
債務者　上島　明美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６号
大分県杵築市大字片野757番地
債務者　阿部　和樹
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
栃木県佐野市吉水駅前２丁目11番地23　金子アパート、前住所栃木県佐野市吉水駅前２丁目16番地７
債務者　河岸　　彰
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０６１８号
東京都八王子市西寺方町893　森屋Ｆ棟
債務者　荒井　徳之
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６２５号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野２丁目１－１－307
債務者　渡辺　貴幸
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６２７号
東京都大田区池上６丁目５－４－502
債務者　壽　　貴子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６８５号
東京都西東京市芝久保町１丁目15－５－407
債務者　松川　由香
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６９４号
東京都八王子市高倉町47－２　都営高倉アパート２－207
債務者　竹安　美子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０６号
埼玉県富士見市大字水子4927－１
債務者　山木まさ子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０７号
東京都江東区大島３丁目27－25
債務者　石原　和幸（旧姓大川向）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０８号
東京都江東区大島３丁目27－25
債務者　石原　朗子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部